

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名						
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	所得基準額の計算	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5	円	
					軽減対象所得金額	6		
					(5)と(6)のうち少ない金額	7		
	所得基準額 $(7) \times \frac{40}{100}$	8						
	設立年月日	2	平・・		特別控除額	(1)は第2号の場合又は第1号又	9	
						(1)が第2号の場合又は第1号又	10	人
	認定法人としての認定を受けた日	3	平・・		特別控除額の計算	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	11	
						常時使用する従業員の総数	12	
	事業種目	4			特別控除額の計算	従業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$	13	円
						特別控除額 $(5) \times \frac{40}{100} \times (12)$	13	

別表十一(一) 平二十八・四・一以後終了事業年度分

別表十（一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人が措置法第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「軽減対象所得金額6」は、措置法令第36条第3項及び第7項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）の規定により計算した金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記

載して添付してください。

- 3 「所得基準額8 $(7) \times \frac{40}{100}$ 」は、平成26年改正法附則第86条第4項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）に規定する旧認定法人については、「40」とあるのは、「35」として記載します。